

電波法施行規則の一部を改正する省令案等についての意見募集(分電盤に関する規定の改正等)に対する意見及び意見に対する考え方

意見提出期間:平成29年4月27日(木)から平成29年5月31日(水)まで

提出された意見の件数:4件

番号	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	パナソニック株式会社	<p>高速PLCに関する過去の屋内及び屋外への法改正には、大変感謝しております。昨年末のパブコメ時には、改正案に対する業界の意見を採用いただき、大変感謝しております。しかしながら、以下の点に関しては、検討が必要な部分であると認識しているため、状況を整理するとともに、今後に向けた意見として提出いたします。</p> <p><検討が必要と考えている点></p> <p>①44条第2項第二号の本文 * * * 分電盤であって、一般送配電事業者(電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。) →同様の使用形態でありながら、一般送配電事業者(従来からの電力会社、10社)に限定され、特定送配電事業者(20社)の使用が制限されてしまうため、検討が必要と考えます。</p> <p>②44条第2項第二号の(2) →屋外コインパーキングでの使用については、作業班等で未検討のため、使用ができない状況ではありますが、 1)分電盤を介して、引込み線を漏れる信号は、むしろ屋内活用より10dB低くなる。 2)屋外に設置された分電盤内の配線から漏洩があった場合、屋内設置時得られるはずの10dBの壁減衰がありませんが、屋外PLCですので、送信レベルが10dB低いいため、分電盤内の配線から空間への漏洩は、屋内からの場合と同等 3)分電盤の外の配線による漏洩は、屋外PLC活用ですので、同等。 とも想定されます。 従って、屋内でのPLC利用に比べ電波の漏洩が低くなると想定されるシステムについては、使用が可能となるよう検討が必要と考えます。 高速PLCは、海外での利活用が進んでおり、国内においても今後のIoT関連産業を進展させていく上で欠かせない通信手段の一つと確信しており、また、国内の産業活性化の視点からも、上記の検討が必要と考えている点に関する取組みを進めていきます。</p> <p>今後、業界関係者により有識者の意見も取り入れながら必要な基礎データを収集し、電波漏洩等の懸念事項を払拭していきたいと考えております。その取組みの出口として、より一層の屋外での利活用が可能となる法環境を整えていただきたいと考えております。 海外に対し、これ以上の遅れを取ることなく、海外と同様な条件で高速PLCの積極活用ができるよう、より一層の利用環境の整備に向け、ご支援をお願い致します。</p>	賛同意見として承ります。また、今後に向けたご意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。	無
2	東朋テクノロジー株式会社	<p>1. コインパーキングやコイン洗濯機などの屋外施設で使用する高速PLC(電力線通信)機器は当社重要商材であり、「屋外コンセントに直接接続される電力線」に限定せず屋外分電盤のケースについても早々に認可の法改正をお願いする</p> <p>2. トロリー線や動力線などの工場内の既存の電力線で使用する高速PLC(電力線通信)機器は当社重要商材であり、三相三線についても2MHzから30MHzまでの周波数を使用する高速PLCの「型式指定」認可の法改正を早々にお願いする</p>	今後の業務の参考にさせていただきます。	無
3	HD-PLCアライアンス	<p>HD-PLCアライアンスは、高速PLC技術である「HD-PLC」の国際標準規格化の推進、同技術を搭載した機器の互換性認証、世界各国での利活用・普及のためのセミナーや展示会での活動などを行っております。同技術は、既にIEEE 901、ITU-T 9905、TTCJJ300.20&21など国内外の規格として認定されております。私どもは、「HD-PLC」技術をグローバルにIoT社会を支える基幹の通信技術とすべく、通信、電力/エネルギー、建設、製造、サービス、輸送機、流通など多種・多彩な産業界の様々な事業者と活用に向けて意見交換や検討を行っており、高速PLCの利活用に対する産業界の期待とニーズは非常に大きいと考えております。</p> <p>今回の改正案につきましては、まず、「一般送配電事業者」の電力線での使用限定は、同様の使用形態である「特定送配電事業者(現20社)の電力線での使用ができず、お客様の電力契約によってはPLCを使用できないため、お客様視点からも好ましくないと考えます。</p> <p>また、屋外コインパーキングや街頭防犯カメラなどの孤立分電盤配下の電力線を使ったニーズにつきましても、犯罪防止や災害時誘導など、安心・安全な公共インフラ構築の観点から、日に日に高速PLC利活用への期待が高まっておりますので、電波漏洩上の懸念が払拭された事例につきましては、できる限り早急にご利用が可能となるような検討を進めていただきますようお願いいたします。</p> <p>2020年の東京オリンピック・パラリンピックをマイルストーンとして、私どもは、IoT社会の基幹技術の一つとして、更なるHD-PLCの利活用推進を通じ、世界の模範となるような先進的な安心・安全な公共インフラの構築に大きく寄与したいと考えております。</p> <p>架空/地中埋設配電線(高圧)、太陽光発電所や船舶内、工場や商業施設(三相、200V以上)等、海外並みのPLC利活用が可能となる法改正に向けた取組みを加速いただきますよう、切にお願い申し上げます。</p>	賛同意見として承ります。また、今後に向けたご意見については、今後の参考にさせていただきます。	無
4	高速電力線通信推進協議会(PLC-J)	<p>高速PLCの利用に関しまして、過去の屋内及び屋外への利用可能領域拡大のための法改正、更には、昨年末のパブコメ時には、改正案に対する多くの業界意見をご採用いただき、大変感謝しております。</p> <p>しかしながら、業界としましては、今回ご提示いただいている改正条文につきましては、以下の点に関しての検討が必要であると認識しておりますので、今後に向けた意見として提出いたします。</p> <p>(1)44条第2項第二号の本文における「一般送配電事業者」 特定送配電事業者(現20社)の保有・運用する配電系統も、一般送配電事業者(10社)とほぼ同様と考えられ、特定送配電事業者サービスエリア内においても使用が可能となるよう、今後の検討が必要と考えます。</p> <p>(2)44条第2項第二号の(2) 屋外コインパーキング等の屋外の孤立分電盤配下の配線での使用につきましては、過去の作業班等で未検討ではありますが、使用するPLC機器を屋外専用(出力10dB減)のものに限ることにより、下記のように各部分より漏洩する不要輻射は小さいと考えます。 1)分電盤を介して引込み線に漏れる信号は、屋内利用のケースよりむしろ10dB低くなる。 2)屋外設置分電盤内の配線から漏洩があった場合も、不要輻射は屋内利用のケースより10dB低く、建造物の壁減衰無しでも屋内利用のケースと同等となる。 3)分電盤配下の配線からの不要輻射は、認可済みの他の屋外利用ケースと同等。 従いまして、屋外孤立分電盤配下の配線であっても、実際には漏洩の小さくなる環境では高速PLCの利用が可能となるよう、検討が必要と考えます。</p> <p>PLC-Jとしましては、今後とも、多くの業界有識者の意見を取り込みながら必要な基礎データを収集し、電波漏洩等の懸念事項を払拭してまいります。屋内外での高速PLC利活用領域のさらなる拡大に向け、貴省におかれましてはより一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>	賛同意見として承ります。また、今後に向けたご意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。	無